

証券コード 6411
2022年3月3日

株 主 各 位

東京都港区芝浦二丁目15番4号

中野冷機株式会社

代表取締役社長 森 田 英 治

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様のご健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2022年3月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区芝浦二丁目15番4号

当社本店 6階会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）

3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第76期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第76期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしたします。
- (3) 議決権行使書面又はインターネットにより議決権を行使された後、株主総会に出席される場合は、当日の株主総会会場での議決権行使を有効なものとしたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎なお、本株主総会招集ご通知に添付しております事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(アドレス<https://nakano-reiki.com/>) において周知させていただきます。
 - ◎議案に対し十分な検討期間を確保することができるよう、招集ご通知は株主総会の3週間前に発送しました。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。



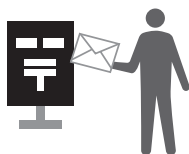
株主総会へのご出席

株主総会
日時

2022年3月25日（金曜日）
午前10時



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。また、議事資料として、本冊子をご持参下さいますようお願い申し上げます。



郵送

行使期限

2022年3月24日（木曜日）
午後5時30分必着



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、折り返しご送付下さい。

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書

おこに議案の賛否をご記入下さい。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補者を除く)	第4号議案
賛否表示欄	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否

※上記は議決権行使書のイメージとなります。

第1号・第2号・第4号議案

賛成の場合 ▶ 賛 に○印
反対の場合 ▶ 否 に○印

第3号議案

全員賛成の場合 ▶ 賛 に○印
全員反対の場合 ▶ 否 に○印

一部候補者に賛成の場合
▶ 否 に○印をし、賛成する候補者番号を記入

一部候補者に反対の場合
▶ 賛 に○印をし、反対する候補者番号を記入

インターネット



行使期限

2022年3月24日（木曜日）午後5時30分まで

パソコン又はスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照下さい。

インターネットによる議決権行使のご案内

■ 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.tosyodai54.net>

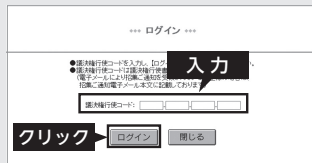


1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



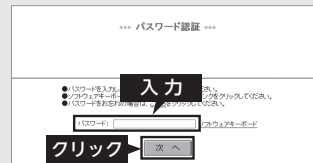
「次へすすむ」をクリック

2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「パスワード」を入力
「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

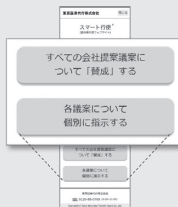
■ スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

● 議決権行使プラットフォームによる議決権行使のご案内～機関投資家の皆様へ～

機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承下さい。
- ※ パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承下さい。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承下さい。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせ下さいませようお願ひ申し上げます。

東京証券代行株式会社

0120-88-0768

(受付時間：午前9時～午後9時)

(添付書類)

第76期事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

監査
報告

計
算
書
類

監査
報告

株
主
総
会
参
考
書
類

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2021年1月1日～2021年12月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策としてのワクチン接種の進展等により緩やかな回復傾向が続きましたが、新たな変異株(オミクロン株)の発生により先行き不透明な状況が続いております。また、世界経済についても景気の回復が見え始めましたが、原材料価格の高騰、半導体等の不足による経済への悪影響など、先行き不透明な状況が続いております。

このような中、2023年度を最終年度とする「中長期経営計画N-ExT 2023」は3年目を迎え、当社グループは「冷やす」技術をもとに最良の製品・サービスを生み出し、顧客と共に新しい課題に取り組むことで社会に貢献することをコンセプトに本計画を実行しております。

当連結会計年度の当社グループの業績は、主要顧客であるスーパーマーケットが外出自粛等の継続で「内食需要」がコロナ禍前に比べ依然として高かったことから店舗の改装需要が好調で、スーパーマーケット向け売上が順調に推移しました。また、コンビニエンス・ストア向け売上は堅調に推移し、物流センター等の大型物件向け売上は順調に推移しました。中国における売上については、中国国内の新型コロナウイルス感染症対策のための活動制限があり経済活動が先行き不透明になりつつある中、積極的な営業活動により昨年の実績を上回りました。

利益については、競合他社との厳しい価格競争の継続、コロナ禍の影響、原材料価格の高騰、また「中長期経営計画N-ExT 2023」の実行による投資負担の増加などがありました。スーパーマーケット向け売上が好調に推移したことにより前年同期に比べて増益となりました。中国における利益については、原材料の高騰、競合他社との価格競争などにより厳しい結果となりました。

その結果、売上高は326億6百万円(前期比43億62百万円、15.4%増)、経常利益は20億54百万円(前期比7億67百万円、59.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は14億6百万円(前期比4億93百万円、54.1%増)となりました。

「中長期経営計画N-ExT 2023」に基づく事業分野別売上高は次のとおりであります。

単位：百万円（百万円未満切捨て）

事業区分	2020年度売上高	構成比 (%)	2021年度売上高	構成比 (%)	対前期比 (%)
ショーケース・倉庫事業	21,934	77.7	25,509	78.2	16.3
メンテナンス事業	3,676	13.0	4,323	13.3	17.6
海外事業	2,633	9.3	2,774	8.5	5.4
合計	28,244	100.0	32,606	100.0	15.4

なお、当社グループの事業は食品店舗向けの冷凍・冷蔵ショーケース等の製造・販売並びにこれらの付随業務からなる単一セグメントであるため、セグメント情報の記載をしておりませんが、所在地別の業績の概況は次のとおりであります。

① 日本

国内の売上高は、外出自粛等の継続で「内食需要」がコロナ禍前に比べ依然として高かったことから店舗の改装需要が好調で、スーパーマーケット向け売上、物流センター等の大型物件向け売上ともに順調に推移しました。またコンビニエンス・ストア向け売上は堅調に推移しました。

その結果、298億32百万円（前期比42億21百万円、16.5%増）となり、営業利益は19億52百万円（前期比7億80百万円、66.6%増）となりました。

② 中国

中国の売上高は、中国国内の新型コロナウイルス感染症対策のための活動制限があり、経済活動が先行き不透明になりつつある中、積極的な営業活動により昨年の実績を上回り、29億27百万円（前期比1億85百万円、6.8%増）となりましたが、利益の面では厳しい状況となり営業損失は12百万円（前年同期は20百万円の営業利益）となりました。

2. 設備投資及び資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資額は4億33百万円（建設仮勘定を含む。）であり、主として生産設備の更新及び修理受付システムの導入に係るものであります。また重要な固定資産の売却、撤去等についての該当事項はありません。

資金調達については記載すべき重要な事項はありません。

3. 中長期的な経営戦略と対処すべき課題

当社グループは、持続的かつ安定的な成長を継続するために「中長期経営計画N-ExT 2023」を策定し、2019年1月より実行しております。2021年は、在宅勤務の定着や長引く外出自粛等の影響から「巣ごもり消費」、「内食需要」が継続し、消費者ニーズやライフスタイルの変化も更に進みました。当社主要顧客である食品スーパーならびにコンビニエンス・ストアにおいては、これらの変化に対応するための売場対応や店舗活性化に向けた改装と設備投資が多く実施されました。その結果、当社業績も堅調に推移し、2021年度は目標数値を上回ることができました。

しかしながら、新型コロナウイルスの再拡大や原材料価格の高騰、電子部品の不足などが継続しており、今後の見通しについては依然として不透明な状況となっております。このような状況を受け、当社グループは、現在の事業環境の変化や業績の状況を踏まえたうえで今後の見通しを再度検討し、本計画の最終年度となる2023年度の目標数値を見直すことといたしました。

目指す将来の実現に向け、本計画の策定時に掲げたコンセプトと基本戦略の方向性を堅持しつつ、本計画の今後2年間と更に‘その先’に向けた課題として以下の取り組みを実施してまいります。

(1) ショーケース・倉庫事業

- ・ 保有技術と新技術を融合させた環境・省エネ・省人化に対応した製品・サービスの開発を強化し、顧客の求める付加価値製品・サービスの提供を実現します。
- ・ 顧客の環境変化に対し、問題解決型の提案をスピーディーに実施し、顧客との信頼関係を築き、企業としての評価に繋げてシェア拡大を図ります。

(2) メンテナンス事業

- ・ 事業拡大に必要な投資を計画的に行い、メンテナンス領域の拡大を図り、新規顧客の更なる開拓を目指します。
- ・ 店舗・物流センター向けの設備の改善提案・整備提案を推進し、付加価値メンテナンスサービスの提供を通じて新規顧客の更なる開拓を目指します。

(3) 海外事業

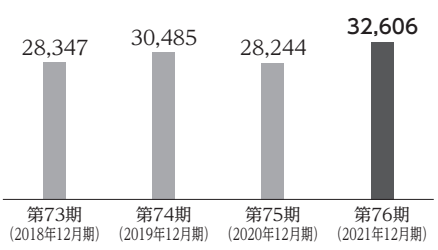
- ・ 新型コロナウイルスの影響により東南アジアへの渡航や現地調査に大きな制限が発生し、当初の計画より遅れが発生していることから事業戦略の見直しを進め、早期の事業確立を目指します。

- ・ 海外事業における製造拠点を担う中国の合弁会社との連携強化を継続していきます。
- (4) 人材の確保及び育成の強化
- ・ 全社員のスキルアップに向けた階層別教育プログラムを充実させ、更なるスキルの底上げを図ります。
 - ・ 人材の多様性及びイノベーションの創出を図るため、多様な人材の採用・育成に取り組むとともに能力を最大限発揮し、成長できる環境を整備していきます。
- (5) 将来的な成長を見据えた投資の実行
- ・ 計画に掲げる3事業の活性化と成長に向けた投資を継続するとともに、新たに発生している課題の解決と将来に向けた投資を引き続き計画していきます。
 - ・ 最新技術獲得に向けた外部パートナーとの連携強化を進めるとともに、社会全体の課題となっているSDGs実現に向けたESGやカーボンニュートラルへの対応に必要な投資を計画・実行していきます。
- (6) 地球環境への取り組み
- 持続可能な社会、脱炭素社会・循環型社会の実現を目指し、グループ長期環境ビジョンを策定し、主に以下の取り組みを進めてまいります。
- ・ ノンフロン冷媒、低GWP冷媒による最新冷却システムの研究開発を強化し、環境に優しい製品を市場に供給していきます。
 - ・ 省エネ、省人化製品の開発を通して資源・エネルギー消費量の更なる削減を目指します。
 - ・ 環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の全社認証を2022年度に取得し、更なる環境経営の推進を通して持続可能な社会の実現に貢献していきます。

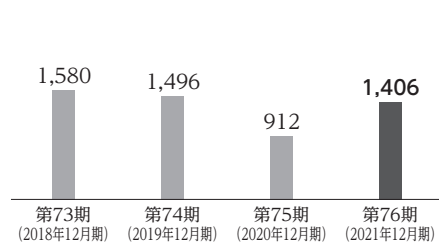
株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

4. 財産及び損益の状況の推移

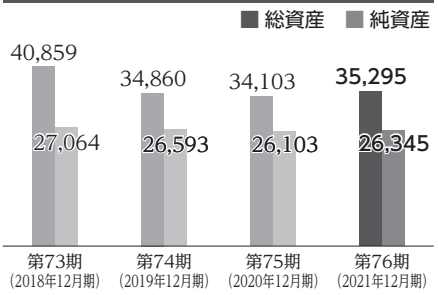
売上高 (単位：百万円)



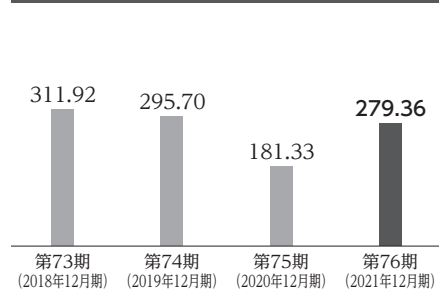
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



区 分	第 73 期 (2018年度)	第 74 期 (2019年度)	第 75 期 (2020年度)	第76期 (当期) (2021年度)
売 上 高 (百万円)	28,347	30,485	28,244	32,606
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,580	1,496	912	1,406
1株当たり当期純利益 (円)	311.92	295.70	181.33	279.36
総 資 産 (百万円)	40,859	34,860	34,103	35,295
純 資 産 (百万円)	27,064	26,593	26,103	26,345

(注) 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第74期の期首から適用しており、第73期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

5. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
上海海立中野冷機有限公司	1,716万米ドル	52%	冷凍・冷蔵ショーケースの製造、販売
株式会社中野冷機神奈川	20百万円	100%	冷凍冷蔵設備機器の施工、保守
大分冷機株式会社	20百万円	100%	冷凍冷蔵設備機器の販売、施工、保守

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(2) 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社であり、当連結会計年度の売上高は326億6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は14億6百万円です。

6. 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社及び連結子会社3社は食品店舗向けの冷凍・冷蔵ショーケース、冷凍機、冷蔵庫並びに同応用製品の製造、販売及びこれに関連する据付、修理を主要な事業としています。

7. 主要な営業所及び工場（2021年12月31日現在）

当 社	本 社	東京都港区
	支 店 ・ 営 業 所	大 阪（大阪府吹田市） 東 北（岩手県盛岡市）
	サービスステーション	相模原（神奈川県相模原市） 千 葉（千葉県千葉市） 水 戸（茨城県水戸市） いわき（福島県いわき市）
	工 場	結 城（茨城県結城市）
上海海立中野冷機有限公司	本 社 工 場 営 業 所	中華人民共和国
株式会社中野冷機神奈川	本 社	神奈川県横浜市
大分冷機株式会社	本 社	大分県大分市

8. 使用人の状況（2021年12月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数(名)
営業部門	101 (30)
製造部門	482 (162)
管理部門	36 (15)
合計	619 (207)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（企業集団から企業集団外への出向者及び退職者を除く。）であり、臨時及び嘱託雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社の企業集団は、単一セグメントであるため、事業部門別の使用人数を記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
425名	16名(増)	40.7歳	17.5年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者及び退職者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時及び嘱託雇用者の年間平均人員は175名です。

9. 主要な借入先及び借入額（2021年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	150
株式会社三菱UFJ銀行	100

百万円

Ⅱ. 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,068,000株（自己株式286株含む）
 (3) 株主数 1,136名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
株 式 会 社 光 通 信	1,489	29.39
中 野 冷 機 取 引 先 持 株 会	295	5.82
中 野 誠 子	257	5.08
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	239	4.72
光 通 信 株 式 会 社	183	3.62
青 木 由 貴 子	150	2.96
ヤ マ ザ キ ・ シ ー ・ エ ー 株 式 会 社	124	2.45
谷 口 喜 世 子	116	2.30
須 藤 勝 美	99	1.97
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	90	1.78

（注） 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く。）	4,547	4

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員	もり 田 ひで はる 森 田 英 治	株式会社中野冷機神奈川取締役 大分冷機株式会社取締役
代表取締役専務 執行役員	つば い きだ お 坪 井 定 雄	製造部門担当
常務取締役 執行役員	やなぎ けん じ 柳 健 二	メンテナンス部門長
常務取締役 執行役員	やま き いさお 山 木 功	営業部門長 株式会社中野冷機神奈川取締役 大分冷機株式会社取締役
取締役	まめ なり かつ ひろ 豆 成 勝 博	一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会参 与
取締役	たか ぎ のぶ ゆき 高 木 伸 行	株式会社ロッテ非常勤顧問 株式会社C&Fロジホールディングス社外取締役 (監査等委員) 株式会社エラン社外取締役(監査等委員)
取締役	みず かみ ひろし 水 上 洋	水上法律事務所代表 エレマテック株式会社社外監査役 株式会社三栄コーポレーション社外取締役(監査 等委員) GMOグローバルサイン・ホールディングス株式 会社社外取締役(監査等委員)
取締役	ぎ とう こう 儀 同 康	株式会社光通信常務取締役管理本部長
常勤監査役	す とう もり よし 須 藤 森 義	
監査役	やま だ せつ こ 山 田 攝 子	山田法律事務所代表 太平電業株式会社社外監査役
監査役	もり ひで ふみ 森 秀 文	森秀文税理士事務所代表 株式会社東京エネシス社外取締役(監査等委員)
監査役	すぎ た ゆき え 杉 田 雪 絵	杉田公認会計士事務所代表 株式会社みおぎアドバイザリー代表取締役 株式会社NEXT EDUCATION社外取締役(監査 等委員)

- (注) 1. 取締役豆成勝博氏、高木伸行氏、水上洋氏、儀同康氏は、社外取締役であります。
2. 上記監査役4名のうち、山田攝子氏、森秀文氏、杉田雪絵氏は社外監査役であります。
3. 監査役のうち、山田攝子氏は弁護士の資格を有しており、専門的見地から適切な助言及び監査を遂行しております。
4. 監査役のうち、森秀文氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役のうち、杉田雪絵氏は公認会計士の資格を有しており、専門的な知識と豊富な経験・知見から適切な助言及び監査を遂行しております。
6. 当社は、取締役豆成勝博氏、高木伸行氏及び水上洋氏並びに監査役山田攝子氏、森秀文氏及び杉田雪絵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である当社取締役（社外含む）、監査役（社外含む）、執行役員、会社法上の会計参与、支配人その他の重要な使用人（管理職従業員）、社外派遣役員及び日本国内子会社の役員がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金および争訟費用を補填することとしており、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。

(5) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任した取締役及び監査役はおりません。

(6) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ 個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社では、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置しております。当社は「取締役報酬の決定に関する方針」について、本委員会への諮問・答申を経て、取締役会の決議により定めております。当事業年度において、任意の指名・報酬委員会を2回開催し、業績連動報酬制度の報酬の水準等について審議のうえ、その結果を取締役に答申しています。取締役会では、同委員会の答申を受け、業績連動報酬制度の基本設計及び報酬額を決議しております。

ロ 決定方針の内容の概要

当社では、取締役の報酬は、当社の企業価値向上への意欲を高め、株主価値の増大に資する目的で、各人の役位、担当業務に応じた職責、会社・個人業績、経営環境、社会情勢などを考慮のうえで決定する方針としております。取締役の報酬は、役位別の固定報酬とインセンティブ報酬により構成され、固定報酬は金銭報酬、インセンティブ報酬は株式報酬であります。金銭報酬は1985年3月27日開催の第39回定時株主総会においてご承認いただきました報酬の限度額（月額25百万円。ただし、社外取締役の報酬を含み、使用人分給与額は含みません。）以内と決議されており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。また、株式報酬は2019年3月28日開催の第73回定時株主総会においてご承認いただきました報酬の限度額（3事業年度において合計360百万円）以内と決議されており、当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は9名です。いずれも任意の指名・報酬委員会への報酬水準の妥当性についての諮問・答申を経て、その答申に基づき取締役会で決定しております。

a. 固定報酬

固定報酬は、企業成長を牽引するための資質や能力を十分に発揮し、かつ職責に応えるための報酬として金銭で支払うものとし、外部機関の調査結果を参考に役員別に報酬額を設定しております。

b. インセンティブ報酬

インセンティブ報酬は、短期、長期を設定しており、各人の財務的業績や企業価値向上への貢献など各人の職務遂行状況により決定しております。短期インセンティブ報酬は、当社における経営の重要指標である連結売上高及び連結営業利益の前年の数値に対

する達成状況を評価指標としております。当事業年度における目標は連結売上高28,244百万円、連結営業利益1,192百万円であり、実績は連結売上高32,606百万円、連結営業利益1,939百万円となっております。長期インセンティブ報酬は、中長期の企業価値向上への動機付けを確保するため、「中長期経営計画N-ExT 2023」に掲げた連結売上高及び連結営業利益に対する達成状況を評価指標としております。当事業年度における目標は連結売上高27,400百万円、連結営業利益1,263百万円であり、実績は連結売上高32,606百万円、連結営業利益1,939百万円となっております。インセンティブ報酬である株式報酬は、取締役（執行役員を含み、社外取締役を除きます。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、株式交付信託を活用し、役位に応じて付与するポイントに基づき、原則として退任時に本信託を通じて当社株式を交付します。報酬の構成比率は、役位ごとに定める標準額を基準とし、固定報酬が65%、短期インセンティブ報酬が10%、長期インセンティブ報酬が25%程度を目安としており、社外取締役の報酬は、独立性確保の観点から、金銭報酬の固定報酬のみとしております。株式報酬制度導入を踏まえた当社の取締役報酬体系及び水準については、外部専門機関等による企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、任意の指名・報酬委員会から妥当である旨の答申を受けております。

ハ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、所定の手続きを経て、任意の指名・報酬委員会の答申を受け、その内容を尊重して決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

取締役の職務の執行を監督する役割を担うことから、固定報酬のみの構成としております。監査役の報酬は、1985年3月27日開催の第39回定時株主総会にてご承認いただきました報酬の限度額（月額5百万円）以内で、監査役の協議により決定しております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬 (株式報酬)	
取締役 (社外取締役を除く)	153,236	83,496	69,740	4
社外取締役	18,000	18,000	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	12,000	12,000	—	1
社外監査役	12,000	12,000	—	3
合計	195,236	125,496	69,740	11

- (注) 1. 上記には、無報酬の社外取締役1名を除いております。
 2. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与額は含まれておりません。
 3. 期末日現在の取締役の人数は8名（内社外取締役4名）、監査役の人数は4名（内社外監査役3名）であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役豆成勝博氏は、一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会の参与であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役高木伸行氏は、株式会社ロッテの非常勤顧問、株式会社C&Fロジホールディングスの社外取締役(監査等委員)、株式会社エランの社外取締役(監査等委員)であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役水上洋氏は、水上法律事務所の代表であり、エレマテック株式会社の社外監査役、株式会社三栄コーポレーションの社外取締役(監査等委員)、GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社の社外取締役(監査等委員)であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役儀同康氏は、株式会社光通信の常務取締役管理本部長を務めております。株式会社光通信は2021年12月31日現在、当社の発行済株式数(自己株式を除く。)の29.39%を保有しております。また、議決権の所有割合は29.42%となり、その他の関係会社になります。

監査役山田攝子氏は、山田法律事務所の代表であり、太平電業株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

監査役森秀文氏は、森秀文税理士事務所の代表であり、株式会社東京エネシスの社外取締役(監査等委員)であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

監査役杉田雪絵氏は、杉田公認会計士事務所の代表であり、株式会社みおぎアドバイザーの代表取締役、株式会社NEXT EDUCATIONの社外取締役(監査等委員)であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

(2) 取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取 締 役 会		監 査 役 会	
		出 席 回 数	出 席 率	出 席 回 数	出 席 率
取 締 役	豆 成 勝 博	13回	100%	—	—
取 締 役	高 木 伸 行	13回	100%	—	—
取 締 役	水 上 洋	12回	92.3%	—	—
取 締 役	儀 同 康	12回	92.3%	—	—
監 査 役	山 田 攝 子	11回	84.6%	10回	83.3%
監 査 役	森 秀 文	13回	100%	12回	100%
監 査 役	杉 田 雪 絵	13回	100%	12回	100%

(3) 取締役会及び監査役会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

取締役豆成勝博氏は、他社の代表取締役としての経験及び知見に基づき、議案、審議全般において必要な発言、助言を適宜行っております。

取締役高木伸行氏は、証券会社での様々な職務で培った経験及び知見に基づき、議案、審議全般において必要な発言、助言を適宜行っております。

取締役水上洋氏は、弁護士としての経歴を通じて、企業法務に関する高度な専門知識と豊富な法曹経験及び知見に基づき、議案、審議全般において必要な発言、助言を適宜行っております。

取締役儀同康氏は、他社の取締役としての経験及び知見、当社株主の視点に基づき、議案、審議全般において必要な発言、助言を適宜行っております。

監査役山田攝子氏は、主に弁護士の資格を有する者としての専門的見地から必要に応じ、質問、提言等を適宜行っております。

監査役森秀文氏は、税理士の資格を有する者としての専門的見地から必要に応じ、質問、提言等を適宜行っております。

監査役杉田雪絵氏は、公認会計士として培われた専門的な知識と豊富な経験・知見から必要に応じ、質問、提言等を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額
太陽有限責任監査法人 27,500千円
- ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額
太陽有限責任監査法人 27,500千円
- ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額
太陽有限責任監査法人 27,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。その他、会計監査人の会社法等関連法令違反や、職務の執行状況等を総合的に判断して、会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを請求します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 子会社の会計監査人の状況

当社の子会社のうち、上海海立中野冷機有限公司につきましては、中国の法令等に基づき致同会計師事務所による会計監査を受けております。

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

監査
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

I. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が適法に行われるための社内諸規程（職務権限規程、職務分掌規程、稟議規程、内部通報規程、特定及び個人情報管理規程、経理規程、販売管理規程、デリバティブ取引管理規程、購買・外注管理規程、固定資産管理規程、安全衛生管理規則、防火管理規程、ISO9001：2015業務品質マニュアル等）に行動基準が定められており、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）は、これらを遵守することによりコンプライアンス体制を確保します。

内部監査室、管理部門は、当社グループの使用人の職務の執行に関して、連携して社内諸規程の適法性や遵守されているかを適時調査し、問題点があれば取締役会に報告します。取締役会は、社内諸規程の運営体制を常に監視し、問題点の把握や制度の見直し改定を行います。

監査役は、当社グループの取締役の職務の執行を適時調査し、問題があれば取締役会に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、人事情報は管理部門で保存・管理する他、その他職務分掌規程に定める各取締役の職務執行に係る情報は、法令及び文書管理規程に従い保存・管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、製品の品質や顧客に係るリスク対応としてISO9001：2015による品質管理を行っています。また、社内各業務プロセスから生じるリスク対応は、社内諸規程に定められており、当社グループは、これらを遵守徹底することによりリスク管理体制を確保します。

また、複数の法律事務所、特許事務所と顧問契約を結び、リスク発生可能性案件については、事前相談により、法律上のリスクを回避する体制をとります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会で経営に関する重要事項について審議・決定する他、取締役会付議基準、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程に詳細に執行すべき職務内容が定められており、当社グループは、これを遵守することにより取締役の効率的な職務執行体制を確保します。

また、複数の部門にまたがる継続的かつ専門性の高い重要な経営テーマに関しては、経営企画室が、委員会を定期的に開催し、関係取締役及び所管管理者を集め合議をもって問題の解決にあたることで取締役の職務執行の効率化を確保します。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の取締役を子会社の取締役又は監査役として派遣します。取締役は子会社の取締役の業務執行を監視・監督し、監査役は子会社の取締役の業務執行を監査します。その結果は、適時取締役会に報告されます。

また、当社管理部門は、子会社取締役から経営状況を適時聴取する他、月次決算書類から会計処理、資金運用等が適正に行われているかを検証し、当社監査役に報告します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社には、現在、監査役の職務を補助する使用人はいませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置します。

当社は補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役補助業務を遂行するものとします。

また、当該使用人の任命・評価・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の承認を得ることとし、取締役からの独立性を確保します。

(7) 取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び報告者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、取締役会の他、経営上重要な事項を合議・決定していく各種委員会に出席し、報告を受ける体制とします。

当社グループの取締役及び使用人は、業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告します。なお、監査役への報告者及び内部通報者に対しては、内部通報規程に不利益な扱いはしないことを定めております。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針

当社は、当社の監査役がその職務執行について、費用の前払又は償還等を請求したときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社の代表取締役と適時意見交換を行い、業務執行状況の確認や相互理解を図り、監査精度の向上に努めております。また、各取締役に対しては、個別に業務執行状況を確認しております。会計監査人からは、会計監査の方針及び内容について説明を受ける他、意見及び情報の交換を行うなど連携を図っております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「企業行動憲章」において、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを基本方針として定め、社内への周知を図っております。

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に沿った体制の整備を行っており、平素から警察当局や顧問弁護士等外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、断固として不当な要求を排除することとしております。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における主な実施状況は、次のとおりであります。

1. 取締役会において、法令や定款等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から社内諸規程の見直しを行うとともに、新たな社内規程を審議・制定いたしました。
2. 監査役会において、監査方針及び監査計画を協議決定し、重要な社内会議・委員会への出席、業務及び財産の状況及び取締役の業務執行の監査、法令や定款等の遵守状況について監査いたしました。
3. 業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制の有効性に係る評価を実施いたしました。
4. コンプライアンス体制や定款、規定上の問題の有無、各部門のリスク管理状況を把握するため、内部監査計画に基づき当社の業務について監査を実施いたしました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、今期より連結配当性向について年間100%を目標として掲げたうえで、連結業績、将来の業績見通し、事業計画に基づく投資余力・資金需要、内部留保の適切な水準などを総合的に勘案しつつ、配当金額を算出することを当社の株主に対する利益還元の基本方針としております。

当社は、毎年12月31日を基準日として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	26,254,534	流 動 負 債	5,444,493
現金及び預金	17,703,243	支払手形及び買掛金	2,137,453
受取手形及び売掛金	4,766,160	短期借入金	250,000
電子記録債権	200,901	未払費用	868,907
商品及び製品	1,300,404	未払法人税等	416,179
仕掛品	464,528	未払消費税等	222,928
原材料及び貯蔵品	1,450,821	賞与引当金	79,424
その他	368,474	製品保証引当金	119,353
貸倒引当金	△0	工事損失引当金	137,137
固 定 資 産	9,040,801	その他	1,213,110
有 形 固 定 資 産	3,542,713	固 定 負 債	3,505,060
建物及び構築物	1,288,293	繰延税金負債	1,688
機械装置及び運搬具	1,007,317	役員退職慰労未払金	146,197
土地	1,101,748	役員株式給付引当金	269,574
建設仮勘定	47,687	退職給付に係る負債	2,625,871
その他	97,666	資産除去債務	26,168
無 形 固 定 資 産	725,306	その他	435,558
土地使用権	220,548	負 債 合 計	8,949,553
その他	504,758	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	4,772,781	株主資本	23,597,289
投資有価証券	3,218,425	資本金	822,650
繰延税金資産	776,054	資本剰余金	522,058
その他	811,998	利益剰余金	22,488,568
貸倒引当金	△33,697	自己株式	△235,987
資 産 合 計	35,295,336	その他の包括利益累計額	1,205,961
		その他有価証券評価差額金	746,504
		為替換算調整勘定	459,456
		非支配株主持分	1,542,531
		純 資 産 合 計	26,345,782
		負債・純資産合計	35,295,336

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		32,606,981
売上原価		28,267,195
売上総利益		4,339,785
販売費及び一般管理費		2,400,303
営業利益		1,939,482
営業外収益		
受取利息	47,264	
受取配当金	39,075	
保険配当金	8,655	
為替差益	7,173	
受取地代家賃	2,153	
受取補償金	14,768	
その他営業外収益	3,120	122,212
営業外費用		
支払利息	6,521	
売上割引	899	7,421
経常利益		2,054,272
特別利益		
固定資産売却益	945	945
特別損失		
固定資産売却損	147	
固定資産除却損	2,181	2,328
税金等調整前当期純利益		2,052,889
法人税、住民税及び事業税	579,590	
法人税等調整額	40,592	620,182
当期純利益		1,432,707
非支配株主に帰属する当期純利益		26,598
親会社株主に帰属する当期純利益		1,406,109

招集
通知

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	822,650	522,058	22,602,791	△235,637	23,711,863
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,520,332		△1,520,332
親会社株主に帰属する当期純利益			1,406,109		1,406,109
自 己 株 式 の 取 得				△350	△350
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△114,222	△350	△114,573
当 期 末 残 高	822,650	522,058	22,488,568	△235,987	23,597,289

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	778,591	253,115	1,031,707	1,359,890	26,103,460
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△1,520,332
親会社株主に帰属する当期純利益					1,406,109
自 己 株 式 の 取 得					△350
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△32,086	206,341	174,254	182,640	356,895
連結会計年度中の変動額合計	△32,086	206,341	174,254	182,640	242,321
当 期 末 残 高	746,504	459,456	1,205,961	1,542,531	26,345,782

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1-1 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 上海海立中野冷機有限公司
株式会社中野冷機神奈川
大分冷機株式会社

② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

1-2 持分法の適用に関する事項

該当する関連会社はありません。

1-3 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

1-4 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法（半成工事は個別法による原価法）（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

- ・当社、株式会社中野冷機神奈川及び大分冷機株式会社
定率法

ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

・上海海立中野冷機有限公司

定額法

・主な耐用年数

建物及び構築物 5 ～ 50年

機械装置及び運搬具 4 ～ 9年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当社、株式会社中野冷機神奈川及び大分冷機株式会社は支給見込額基準に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金

製品及び工事の保証規定に基づく費用支出に備えるため、売上高に対する過年度の発生率を基準にした金額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注物件の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持受注物件のうち、翌連結会計年度以降に損失発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることができる物件について、その損失見込額を計上しております。

⑤ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づき取締役（社外取締役を除く。）への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式の交付見込額に基づき計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理の方法
- イ 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ロ 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異はその発生年度において一括処理しております。
 - ハ 小規模企業等における簡便法の採用
株式会社中野冷機神奈川は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ② 支払利息に関する会計処理
- 連結子会社3社のうち上海海立中野冷機有限公司は、有形固定資産の取得に要する借入金の支払利息で稼働前の期間に属するものについては、取得原価に算入しております。
- ③ 重要な収益及び費用の計上基準
- 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 - ロ その他の工事
工事完成基準
- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、並びに収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。
- ⑤ 消費税等の処理方法
- 消費税等の処理方法は、税抜方式によっております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

2-1 工事請負契約における工事進行基準売上高

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 212,190千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ショーケース・倉庫事業における一定の要件を満たす特定の工事請負契約については、工事進行基準を採用し、収益を計上しております。進捗度は、当期までの発生費用を工事完了までの見積総費用と比較することにより測定しております。

見積総費用は、契約ごとに当該工事請負契約の契約内容に基づいて算定しております。工事請負契約は、顧客からの契約仕様の変更要求や当初見積りに対する原価の増加や当初想定していない事象の発生による原価の変動など、工事の進行途中の環境の変化によって見積総費用が変動することがあります。その見積総費用の変動により、収益認識時期が変わる可能性があります。

2-2 工事損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 137,137千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは受注物件の損失発生に備えるため、手持物件のうち将来損失発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる物件について、その損失見込み額を工事損失引当金として計上しております。工事損失引当金は見積り特有の不確実性があるため、工事竣工までの仕様変更や原材料価格の高騰などのため見積りの前提が変わり、不採算工事が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 追加情報に関する注記

(「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を新たに開示しております。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについて)

当連結会計年度については、新型コロナウイルス感染症が今後の当社グループの事業活動に与える影響は軽微であると仮定し、当該仮定のもと会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症が経済に及ぼす影響や収束の時期については不透明であり、今後、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 連結貸借対照表に関する注記

7-1 担保に供している資産

① 建物及び構築物	64,009千円
② 土地	570,869千円

なお、担保に対応する債務の金額は、短期借入金150,000千円であります。

7-2 有形固定資産の減価償却累計額	7,907,411千円
--------------------	-------------

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

8-1 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	5,068,000株
------	------------

8-2 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	1,520,332	300	2020年12月31日	2021年3月29日

(注) 配当金の総額には、役員株式交付信託が保有する当社株式34,400株に対する配当金10,320千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当金額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月25日 定時株主総会	普通株式	1,418,959	利益剰余金	280	2021年12月31日	2022年3月28日

(注) 配当金の総額には、役員株式交付信託が保有する当社株式34,400株に対する配当金9,632千円が含まれております。

8-3 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

9. 金融商品に関する注記

9-1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスク、あるいは外貨建資産の購入時・売却時及び外貨建負債の発生時・支払時の為替レートを事前に確定する目的、及び為替変動による損失を一定範囲に限定する等、為替リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権並びに長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先毎かつ受注物件毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を每期把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、每期取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのすべてが1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に銀行との取引関係を維持するためのものであります。

営業債務や借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されていますが、各部署からの報告に基づき経理部が定期的に資金繰計画を作成しております。また、現段階では手許流動性が売上高の約6ヶ月分あり、当面、流動性リスクが顕在化することはないと判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び長期貸付金について、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

9-2 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2.参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	17,703,243	17,703,243	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,766,160		
(3) 電子記録債権	200,901		
貸倒引当金 (* 1)	△0		
	4,967,061	4,967,061	—
(4) 投資有価証券	1,709,182	1,709,182	—
(5) 長期預金 (「その他」)	541,380	541,380	—
(6) 長期貸付金 (「その他」 (* 2))	200,000	200,698	698
資産計	25,120,867	25,121,565	698
(1) 支払手形及び買掛金	2,137,453	2,137,453	—
(2) 短期借入金	250,000	250,000	—
(3) 未払法人税等	416,179	416,179	—
負債計	2,803,632	2,803,632	—

(* 1) 受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る貸倒引当金を控除しております。

(* 2) 長期貸付金には、流動資産の「その他」に含めて表示している1年以内回収予定の長期貸付金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法、有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金、電子記録債権については信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、それを控除しております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 長期預金

時価について、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規貸付けを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	1,503,743
ゴルフ会員権	5,500

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年 以内 (千円)	5年超10年 以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	17,703,243	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,766,160	—	—	—
電子記録債権	200,901	—	—	—
長期預金 (「その他」)	—	541,380	—	—
長期貸付金 (「その他」)	12,421	55,280	71,634	60,663
合計	22,682,726	596,660	71,634	60,663

10. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

11-1 1株当たり純資産額	4,927円82銭
11-2 1株当たり当期純利益	279円36銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

中野冷機株式会社
取締役会 御中
太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤本浩巳
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高橋康之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中野冷機株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中野冷機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

監査
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	21,878,431	流動負債	4,539,214
現金及び預金	15,163,057	買掛金	1,629,163
受取手形	296,635	短期借入金	250,000
電子記録債権	183,957	未払金	82,699
売掛金	3,459,751	未払費用	697,924
商品及び製品	934,159	未払法人税等	383,123
仕掛品	442,532	未払消費税等	207,305
原材料及び貯蔵品	1,224,011	前受り金	875,327
前払費用	41,191	預り金	135,692
未収入金	92,962	賞与引当金	72,060
前渡金	22,286	製品保証引当金	62,719
その他の他金	17,884	工事損失引当金	137,137
貸倒引当金	△0	その他の他	6,062
固定資産	8,929,213	固定負債	3,420,876
有形固定資産	2,892,351	退職給付引当金	2,600,791
建物	1,011,705	役員退職慰労未払金	146,197
構築物	67,880	役員株式給付引当金	269,574
機械及び装置	805,492	資産除去債務	26,168
車両運搬具	7,794	長期預り保証金	363,400
工具器具備品	66,225	その他の他	14,742
土地	886,248	負債合計	7,960,090
建設仮勘定	47,003	純資産	の部
無形固定資産	504,083	株主資本	22,101,048
ソフトウェア	219,656	資本剰余金	822,650
その他の他	284,427	資本準備金	522,058
投資その他の資産	5,532,778	利益剰余金	20,992,327
投資有価証券	3,218,425	利益準備金	205,662
関係会社株式	432,058	その他利益剰余金	20,786,665
関係会社出資金	916,716	買換資産圧縮積立金	126,123
繰延税金資産	733,896	別途積立金	17,064,000
差入保証金	42,704	繰越利益剰余金	3,596,541
その他の他	188,977	自己株式	△235,987
貸倒引当金	△0	評価・換算差額等	746,504
		その他有価証券評価差額金	746,504
資産合計	30,807,644	純資産合計	22,847,553
		負債・純資産合計	30,807,644

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		29,481,317
売上原価		25,705,847
売上総利益		3,775,470
販売費及び一般管理費		1,943,434
営業利益		1,832,035
営業外収益		
受取利息	1,715	
受取配当金	75,418	
保険配当金	7,702	
為替差益	582	
受取地代家賃	1,444	
受取補償金	14,768	
雑収入	4,028	105,660
営業外費用		
支払利息	6,521	
売上割引	899	7,421
経常利益		1,930,273
特別利益		
固定資産売却益	899	899
特別損失		
固定資産除却損	1,662	1,662
税引前当期純利益		1,929,511
法人税、住民税及び事業税	550,763	
法人税等調整額	47,263	598,027
当期純利益		1,331,484

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

監査
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
					買換資産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	822,650	522,058	522,058	205,662	129,223	17,064,000	3,782,289	21,181,175	△235,637	22,290,247
事業年度中の変動額										
買換資産圧縮 積立金の取崩					△3,100		3,100	-		-
剰余金の配当							△1,520,332	△1,520,332		△1,520,332
当期純利益							1,331,484	1,331,484		1,331,484
自己株式の取得									△350	△350
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△3,100	-	△185,747	△188,848	△350	△189,198
当 期 末 残 高	822,650	522,058	522,058	205,662	126,123	17,064,000	3,596,541	20,992,327	△235,987	22,101,048

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	778,591	778,591	23,068,839
事業年度中の変動額			
買換資産圧縮 積立金の取崩			-
剰余金の配当			△1,520,332
当期純利益			1,331,484
自己株式の取得			△350
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△32,086	△32,086	△32,086
事業年度中の変動額合計	△32,086	△32,086	△221,285
当 期 末 残 高	746,504	746,504	22,847,553

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法（半成工事は個別法による原価法）（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数

建物 5～50年

機械装置 9年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金 製品及び工事の保証規定に基づく費用支出に備えるため、売上高に対する過年度の発生率を基準にした金額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- イ 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生年度において一括処理しております。
- ⑤ 工事損失引当金 受注物件の損失発生に備えるため、当事業年度末における手持受注物件のうち、翌事業年度以降に損失発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることができる物件について、その損失見込額を計上しております。
- ⑥ 役員株式給付引当金 株式交付規程に基づき取締役（社外取締役を除く。）への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式の交付見込額に基づき計上しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ロ その他の工事
工事完成基準

- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の処理方法 消費税等の処理方法は、税抜方式によっております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

2-1 工事請負契約における工事進行基準売上高

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 212,190千円
(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ショーケース・倉庫事業における一定の要件を満たす特定の工事請負契約については、工事進行基準を採用し、収益を計上しております。進捗度は、当期までの発生費用を工事完了までの見積総費用と比較することにより測定しております。

見積総費用は、契約ごとに当該工事請負契約の契約内容に基づいて算定しております。工事請負契約は、顧客からの契約仕様の変更要求や当初見積りに対する原価の増加や当初想定していない事象の発生による原価の変動など、工事の進行途中の環境の変化によって見積総費用が変動することがあります。その見積総費用の変動により、収益認識時期が変わる可能性があります。

2-2 工事損失引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 137,137千円
(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは受注物件の損失発生に備えるため、手持物件のうち将来損失発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる物件について、その損失見込み額を工事損失引当金として計上しております。工事損失引当金は見積り特有の不確実性があるため、工事竣工までの仕様変更や原材料価格の高騰などのため見積りの前提が変わり、不採算工事が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 追加情報に関する注記

(「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を新たに開示しております。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについて)

当事業年度については、新型コロナウイルス感染症が今後の当社グループの事業活動に与える影響は軽微であると仮定し、当該仮定のもと会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症が経済に及ぼす影響や収束の時期については不透明であり、今後、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 貸借対照表に関する注記

7-1 担保に供している資産

① 建物	64,009千円
② 土地	570,869千円

なお、担保に対応する債務の金額は、短期借入金150,000千円であります。

7-2 有形固定資産の減価償却累計額 5,253,865千円

7-3 区分表示していない関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	7,136千円
短期金銭債務	74,031千円

8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	売上高	62,900千円
	仕入高	153,340千円
	外注工事その他	790,649千円
営業取引以外の取引高		38,127千円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数	普通株式	34,686株
-----------------	------	---------

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税否認	24,269千円
製品保証引当金否認	19,204千円
役員退職慰労未払金否認	44,765千円
役員株式給付引当金否認	82,543千円
退職給付引当金否認	841,295千円
有価証券評価損否認	16,670千円
ゴルフ会員権評価損否認	14,052千円
固定資産評価損否認	56,089千円
工事損失引当金否認	41,991千円
ソフトウェア償却超過額	35,720千円
その他	75,843千円
繰延税金資産小計	1,252,447千円
評価性引当額	△146,900千円
繰延税金資産合計	1,105,547千円
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	△55,662千円
その他有価証券評価差額金	△313,468千円
その他	△2,519千円
繰延税金負債合計	△371,650千円
繰延税金資産純額	733,896千円

11. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引（借主側）

記載すべき重要なリース取引はありません。

12. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	上海海立中野冷機有限公司	中華人民共和國上海市	17,161(千米ドル)	冷凍・冷蔵ショーケースの製造、販売	(所有)直接 52.1	兼任 1 出向 3人	原材料の相互の輸入・販売	原材料の 販売 原材料の 仕入 配当金の 受取	296 153,340 36,548	売掛金 未収入金 買掛金	- 4,227 4,830

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 子会社及び関連会社等への販売、委託金額については、市場価格を参考に決定しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

13-1 1株当たり純資産額	4,539円27銭
13-2 1株当たり当期純利益	264円53銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

中野冷機株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤本浩巳
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高橋康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中野冷機株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

監査
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月15日

中野冷機株式会社 監査役会

常勤監査役 須藤 森 義 ⑩

監査役
(社外監査役) 山田 攝 子 ⑩

監査役
(社外監査役) 森 秀 文 ⑩

監査役
(社外監査役) 杉 田 雪 絵 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、今期より連結配当性向について年間100%を目標として掲げたうえで、連結業績、将来の業績見通し、事業計画に基づく投資余力・資金需要、内部留保の適切な水準などを総合的に勘案しつつ、配当金額を算出することを当社の株主に対する利益還元の基本方針としております。

第76期の剰余金処分につきましては、この方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金280円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,418,959,920円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>第16条(電子提供措置等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 <p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更第16条(電子提供措置等)の新設は、<u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、新任2名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案が原案どおり承認された場合、取締役のうち3名を東京証券取引所の定める独立役員とする予定であり、当社の取締役の3分の1以上が独立役員となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	もり た ひではる 森田 英治	代表取締役社長執行役員	再任
2	やま き いさお 山木 功	常務取締役執行役員	再任
3	わた なべ かつ のり 渡辺 克徳	執行役員開発・技術部長兼SAシステム部担当	新任
4	くろ き のぶ ゆき 黒木 信行	執行役員メンテナンス部長兼冷熱エンジニアリング部長兼営業部門長付部長	新任
5	まめ なり かつ ひろ 豆成 勝博	社外取締役	再任 社外 独立
6	たか ぎ のぶ ゆき 高木 伸行	社外取締役	再任 社外 独立
7	みず かみ ひろし 水上 洋	社外取締役	再任 社外 独立
8	ぎ どう こう 儀同 康	社外取締役	再任 社外

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

1

もり た ひで はる
森田 英治 (1953年11月25日生)

所有する当社の株式の数…………… 4,000株

取締役会出席状況…………… 13/13回(100%)

再任

[略歴、地位及び担当]

1979年 2月	当社入社	2007年 7月	当社常務取締役
1999年 1月	特販部長	2007年10月	大分冷機株式会社取締役 (現任)
2000年 3月	取締役	2008年 1月	当社営業部門統括
2003年 7月	株式会社中野冷機神奈川代表取締役社長	2012年 3月	専務取締役
2005年 2月	株式会社中野冷機神奈川取締役 (現任)	2014年 3月	代表取締役専務
		2016年 3月	代表取締役社長
		2020年 3月	代表取締役社長執行役員 (現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社中野冷機神奈川取締役
 大分冷機株式会社取締役

取締役候補者とした理由

森田英治氏は、当社代表取締役社長執行役員を務め、経営者として豊富な経験と実績を有しております。同氏は企業経営において適切な判断力、決断力を発揮しており、今後も当社グループの更なる発展とともに、当社が実行すべき企業価値向上に向けた取り組みを牽引することが期待されるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

2

やま き いさお
山木 功 (1961年 7月18日生)

所有する当社の株式の数…………… 200株

取締役会出席状況…………… 13/13回(100%)

再任

[略歴、地位及び担当]

1984年 3月	当社入社	2016年 3月	当社第一営業部門長
2002年 1月	東北営業所長	2016年 3月	取締役
2007年10月	大分冷機株式会社代表取締役社長	2020年 3月	当社営業部門長 (現任)
2016年 2月	株式会社中野冷機神奈川取締役 (現任)	2020年 3月	常務取締役執行役員 (現任)
2016年 2月	大分冷機株式会社取締役 (現任)		

[重要な兼職の状況]

株式会社中野冷機神奈川取締役
 大分冷機株式会社取締役

取締役候補者とした理由

山木功氏は、当社常務取締役執行役員営業部門長を務め、営業に精通した豊富で幅広い知見と経営に関する豊富な経験と実績を有しており、今後も当社グループの更なる発展とともに、当社が実行すべき企業価値向上に向けた取り組みを牽引することが期待されるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

招集通知

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

3

わた なべ かつ のり
渡辺 克徳 (1957年10月11日生)

所有する当社の株式の数…………… 1,600株

新任

[略歴、地位及び担当]

1980年3月 当社入社
 2010年1月 結城技術部長
 2015年3月 取締役
 2016年3月 開発・技術部長
 2019年3月 開発・技術部長兼SAシステム部担
 当
 2020年3月 執行役員開発・技術部長兼SAシ
 ステム部担当(現任)

[重要な兼職の状況]

—

取締役候補者とした理由

渡辺克徳氏は、当社において長年にわたり開発・技術の業務に携わり、開発・技術部門の責任者として豊富で幅広い知見を有しております。こうした経験・知見と実績を踏まえ、また当社グループの企業価値向上に必要な人材でありますので、取締役としての選任をお願いするものであります。

4

くろ き のぶ ゆき
黒木 信行 (1971年9月23日生)

所有する当社の株式の数…………… 一株

新任

[略歴、地位及び担当]

1995年4月 当社入社
 2015年3月 冷熱エンジニアリング部長
 2020年3月 メンテナンス部長
 2020年10月 メンテナンス部長兼冷熱エンジニア
 リング部長兼営業部門長付部長
 2021年3月 執行役員メンテナンス部長兼冷熱エ
 ンジニアリング部長兼営業部門長付
 部長(現任)

2021年3月 株式会社中野冷機神奈川取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社中野冷機神奈川取締役

取締役候補者とした理由

黒木信行氏は、当社において長年にわたり施工部門の業務に携わり、施工部門の責任者として豊富で幅広い知見を有しております。また2020年からはメンテナンス部長として中長期経営計画におけるメンテナンス事業の拡大に寄与してまいりました。こうした経験・知見と実績を踏まえ、また当社グループの企業価値向上に必要な人材でありますので、取締役としての選任をお願いするものであります。

再任

社外

独立

[略歴、地位及び担当]

1973年4月	東洋サッシ工業株式会社(現 株式会社LIXIL)入社	2008年6月	トステム株式会社(現 株式会社LIXIL)取締役
1989年7月	岡山トーヨーサッシ工業株式会社取締役工場長	2011年6月	株式会社LIXIL 取締役 株式会社LIXILグループ 執行役ホームセンター担当
1991年1月	トーヨーサッシ株式会社 北海道統轄工場長	2014年10月	株式会社LIXILビバ(現 株式会社ビバホーム) 代表取締役会長兼CEO
1998年1月	同社 下妻統轄工場長兼下妻工場長	2017年6月	同社 相談役
1999年6月	同社 執行役員下妻統轄工場長兼下妻工場長		一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会(現 一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会) 副会長
2000年6月	トステムビバ株式会社(現 株式会社ビバホーム)取締役社長室長	2019年3月	当社社外取締役(現任)
2000年7月	同社 取締役副社長	2020年6月	株式会社ビバホーム 名誉顧問
2000年10月	同社 代表取締役社長	2021年6月	一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会 参与(現任)

[重要な兼職の状況]

一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会 参与

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

豆成勝博氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において積極的な発言をいただいております。また、任意の指名・報酬委員会の委員長として、取締役の指名及び報酬の決定手続きにおける客観性・透明性など経営の健全性を高めていただいております。こうした経験や知見を活かし、これまで同様の役割を果たして頂くことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。

再任

社外

独立

[略歴、地位及び担当]

1977年4月	野村証券株式会社 入社	2013年3月	株式会社エラン 社外監査役
1997年6月	同社 金融研究所企業調査部長	2013年6月	名糖運輸株式会社 社外監査役
1998年12月	同社 引受審査部長	2015年10月	株式会社C&Fロジホールディングス 社外監査役
2004年7月	同社 金融経済研究所 企業調査部長	2016年2月	株式会社ラクト・ジャパン 社外取締役
2007年7月	同社 金融経済研究所 所長兼投資調査部長	2017年5月	株式会社ロッテ 非常勤顧問 (現任)
2009年2月	同社 グローバル・リサーチ本部 リサーチ・マネージング・ダイレクター	2019年3月	当社社外取締役 (現任)
2009年3月	国立大学法人 滋賀大学経済学部附属リスク研究センター客員教授	2019年6月	株式会社C&Fロジホールディングス 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2009年4月	学校法人 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科非常勤講師	2020年3月	株式会社エラン 社外取締役(監査等委員)(現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社ロッテ 非常勤顧問
 株式会社C&Fロジホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
 株式会社エラン 社外取締役(監査等委員)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

高木伸行氏は、証券会社及び他社における社外役員としての豊富な職務経験から上場会社の関係法令に関する専門的知識を有しており、また、大学講師の経験で培った幅広い知見から、中立的及び客観的な立場で、業務執行に対する意思決定及び監督における適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名及び報酬の決定手続きにおける客観性・透明性など経営の健全性を高めていただいております。こうした経験や知見を活かし、これまで同様の役割を果たして頂くことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。

再任

社外

独立

[略歴、地位及び担当]

1995年4月	弁護士登録（第二東京弁護士会所属）	2015年6月	株式会社三栄コーポレーション 社外取締役（監査等委員）（現任）
2002年6月	高千穂電気株式会社（現 エレマテック株式会社） 社外監査役（現任）	2016年3月	GMOクラウド株式会社（現 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社） 社外取締役（監査等委員）（現任）
		2020年3月	当社社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

水上法律事務所代表
 エレマテック株式会社 社外監査役
 株式会社三栄コーポレーション 社外取締役（監査等委員）
 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

水上洋氏は、長年にわたる弁護士としての経歴を通じて、企業法務に関する高度な専門知識と豊富な法曹経験及び知見を有しており、業務執行に対する中立的・客観的な視点から取締役の職務執行に対する監督とコンプライアンスの観点から経営全般に関する助言等、適切な役割を果たして頂いております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名及び報酬の決定手続きにおける客観性・透明性など経営の健全性を高めていただいております。こうした経験や知見を活かし、これまで同様の役割を果たして頂くことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。

再任

【略歴、地位及び担当】

1987年4月	日本アイ・ピー・エム株式会社 入社	1999年12月	同社常務取締役管理本部長
1992年4月	株式会社光通信 入社	2001年11月	同社取締役管理本部長
1995年4月	同社取締役経営企画室長兼人事部長	2012年6月	同社常務取締役管理本部長（現任）
		2020年3月	当社社外取締役(現任)

社外

【重要な兼職の状況】

株式会社光通信 常務取締役管理本部長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

儀同康氏は、当社の株主である株式会社光通信の常務取締役管理本部長として財務及び経営管理の分野における優れた知見を有しております。優れた知見と当社株主の視点から取締役会において積極的な発言をいただいております。当社の企業価値向上に寄与していただいております。こうした経験や知見を活かし、これまで同様の役割を果たして頂くことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 豆成勝博氏、高木伸行氏、水上洋氏及び儀同康氏は社外取締役候補者であります。豆成勝博氏、高木伸行氏及び水上洋氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。豆成勝博氏、高木伸行氏及び水上洋氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 豆成勝博氏、高木伸行氏、水上洋氏及び儀同康氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）を補填することとしております。各候補者は再任又は選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

*ご参考 当社の取締役選任に関する手続について

取締役候補者の選定にあたっては、判断の客観性と透明性を高めるため、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会の助言を得て決定しました。任意の指名・報酬委員会は、独立役員として届出られた社外取締役3名、社外監査役1名及び代表取締役社長で構成し、取締役候補者の選任を審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役須藤森義氏は辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

やま した まさ ひこ
山下 正彦 (1960年5月10日生)

所有する当社の株式の数…………… 一株

新任

[略歴、地位]

1986年4月 当社入社
2018年3月 内部監査室長(現任)

[重要な兼職の状況]

—

監査役候補者とした理由

山下正彦氏は、長年にわたり営業部門と経営企画室に従事し、当社の事業に関する広範で深い知識・経験を有しております。また、2018年より内部監査室長として当社の経営を監査し、経営の健全性を確保しております。当社常勤監査役に求められる資質を持ち、実効的な監査を行えるものと判断し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害(ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます)を補填することとしております。山下正彦氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

監査
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

＊ご参考 取締役及び監査役のスキル・マトリックス

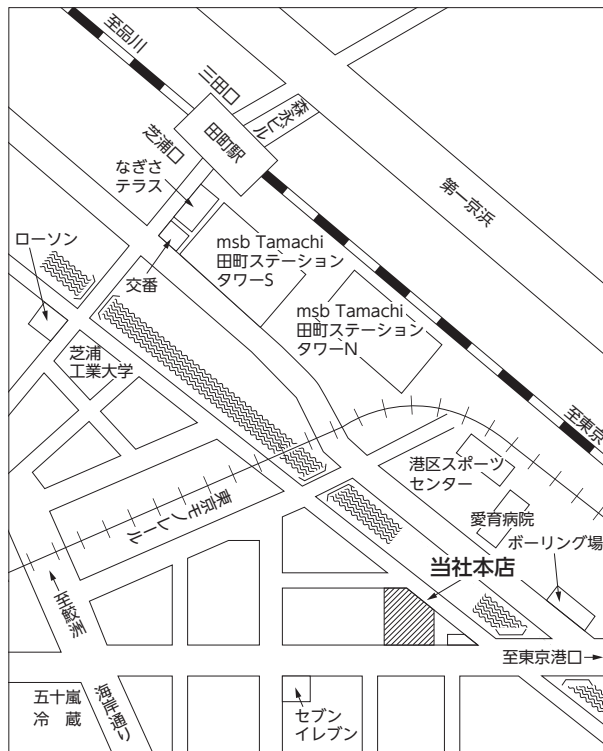
本総会において第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成、並びに各人に特に期待する専門性・バックグラウンド（スキル・マトリックス）は以下のとおりです。

なお、以下の一覧表は各自が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

氏名	会社における地位	企業経営 経営戦略	当社事業及 び業界にお ける知識	海外経験 海外知見	製造・研究 開発	ESG (環境・社 会・ガバナ ンス)	財務会計・ 金融	法務・リ スクマネジ メント
もりた ひではる 森田 英治	代表取締役会長	●	●	●				
やまき いさお 山木 功	代表取締役社長 執行役員	●	●	●				
わたなべ かつり 渡辺 克徳	常務取締役 執行役員	●	●		●			
くろき のぶゆき 黒木 信行	取締 執行役員	●	●					
まめなり かつひろ 豆成 勝博	社外取締 役員	●			●			
たかぎ のぶゆき 高木 伸行	社外取締 役員					●	●	
みずかみ ひろし 水上 洋	社外取締 役員					●		●
ぎどう こう 儀同 康	社外取締 役員	●					●	
やました まさひこ 山下 正彦	常勤監査 役		●					●
やまだ せつこ 山田 攝子	社外監査 役					●		●
もり ひでふみ 森 秀文	社外監査 役						●	●
すぎた ゆきえ 杉田 雪絵	社外監査 役						●	●

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 東京都港区芝浦二丁目15番4号

当社本店 6階会議室

電 話 (03) 3455-1311 (代)

●JR 山手線 田町駅下車

京浜東北線 徒歩約10分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。